

此レが法令ニ違反スルト云フヤウニ片断が概マルト云フ事ハ
一層更レが取消ヲ命じラレシ或ハ変更ヲ命じラレルト云フ事ハ
非常ニ迫害ヲ受ケル結果ニナルノコトアリマス、之レハ大抵
其法令ヲ取消ヲ命じト云フノヲ裁断法ニ告新スルヨリ、
ト云フ機ニ改メサレバナラン、ト思フベシ、マシテ、
ニ就テノ修正点ハ更レシテアリマス、ルガ尚ホ之レハ、
申上ケマス、ト先ツ改善ヲナセ、及テ三ノ条ハ労働組合
法及爭議調停法ノ基根トシテ之レヲ削除スベシト云フ事
第二ノ条ニ系ノ中ノ地方長官ニ届出ツル事ヲ限スル云フ事
ヲ届出ツル事ヲ限スル云フ文字ヲ届出ツル事ヲ得ト云フ文
字ヲ變へん

第十九条中カラ二ノ条及三ノ条ト云フ文字ヲ削ル事ハ
之ハ四則則チアリマス、更カコトヲ考慮ハ一口増シテ其ノ中ニ修

正点ハアリマセンが追加トシマシテ労働組合ハ労働紛議ニ依
ッテ生ズル一切ノ責ニ任セト云フノ事アリマス、此処ニ特ニ
紛議トシテハ労働紛議トイフモノハ免ヌスレバ、ストライキ
ノミノ機ニ誤ラレハ、爲メニ一切ノ労働者ト資本家
トノ間ノ關係交渉及闘争ト云フ一切ノ意味ヲ含ムカ紛議
トシテテアリマス、モウ一篇繰返シテ申スナラハ労働組合
ハ労働紛議ニヨリ生ズル一切ノ損害賠償ノ責ニ任セマ
ト云フ一項ヲ加フル必要ガアル、又レカラ第十九条ヲ改
メ、必要ガアル労働組合ノ決議法律ニ違反スト認メタルト
キ、地方長官ハ其ノ取消ヲ裁断所ニ請求スル事ヲ得、十六
条ハ労働組合ノ規約法律ニ違反スト認メタルトキ、地方
長官其ノ変更ヲ裁断所ニ請求スルコトヲ得、ソレカラ